

インターネット上の人権侵害に関するショート動画制作及び広告配信業務委託に係る 企画提案競技（コンペ方式）実施要項

1 趣 旨

県民一人ひとりがインターネット上の人権侵害の加害者にならない意識を持ち、被害時の適切な対応を理解するとともに、行動変容を促すことを目的とする「インターネット上の人権侵害に関するショート動画制作及び広告配信業務」の委託先の選定に関し、企画提案競技（コンペ方式）に参加しようとする者（以下「参加者」という。）が遵守しなければならない事項を定める。

2 契約に付する事項

- (1) 業 務 名 インターネット上の人権侵害に関するショート動画制作及び広告配信業務
- (2) 履行期間 契約締結日から令和8年11月27日まで
- (3) 業務概要 別紙「インターネット上の人権侵害に関するショート動画制作及び広告配信業務仕様書」のとおり
- (4) 限 度 額 2,535,500円（消費税及び地方消費税の額を含む）

3 参加資格

企画提案競技への参加は、次の各号の要件に該当する者とする。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 受託業務を適格に遂行する能力を有する法人であること。
- (3) 受託業務に関するノウハウを有し、事業の実施にあたり専任の担当者を配置し、県との打合せ等に担当者が対応できる体制が整っていること。
- (4) 宗教活動または政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (5) 特定の公職者（その候補者を含む）または政党を推薦し、支持し、または反対することを目的とするものでないこと。
- (6) 書類の提出期限日において、現に大分県や国及び他の自治体の指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (7) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - ③ 暴力団員が役員となっている事業者
 - ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - ⑥ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - ⑦ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (8) 大分県庁で行う提案競技審査会に参加できること。

4 主なスケジュール

実施事項	日程
募集開始	令和8年4月20日(月)
質問書受付期限	令和8年4月24日(金) 17時
参加申込書受付期限	令和8年5月11日(月) 17時
企画提案書等受付期限	令和8年5月19日(火) 17時
審査(プレゼンテーション)	令和8年5月25日(月) (予定)
審査結果通知	令和8年5月26日(火) (予定)

5 参加申込及び資格審査書類

(1) 参加申込書について

企画提案競技への参加を希望する者は「企画提案競技参加申込書」(別紙様式1)をe-mailで提出すること。件名は「(提案競技参加申込)インターネット上の人権侵害に関するショート動画制作及び広告配信業務委託(法人名)」とし、必ず電話にて到達確認をすること。

(2) 参加申込書の提出期限及び提出先

- ① 提出期限 令和8年5月11日(月) 17時
- ② 提出先 e-mail アドレス : a13710@pref.oita.lg.jp
(大分県生活環境部 人権尊重・部落差別解消推進課)

(3) 資格審査書類について

次の書類をPDFファイルで作成し、e-mailで提出すること。件名は「(資格審査書類)インターネット上の人権侵害に関するショート動画制作及び広告配信業務委託(法人名)」とし、必ず電話にて到達確認をすること。なお、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する資格を有する者は、④及び⑤は不要とする。

- ① 企画提案競技参加資格確認申請書兼誓約書(別紙様式2)
- ② 事業者概要書(別紙様式3)
- ③ 過去に取り扱った同種の事業実績が確認できる書類
- ④ 納税証明書(都道府県税)
- ⑤ 納税証明書(消費税及び地方消費税)

(4) 資格審査書類の提出期限及び提出先

- ① 提出期限 令和8年5月19日(火) 17時
- ② 提出先 e-mail アドレス : a13710@pref.oita.lg.jp
(大分県生活環境部 人権尊重・部落差別解消推進課)

(5) その他

定められた期限までに参加申込書の提出がない場合は、不参加とみなす。

また、参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、令和8年5月19日(火)17時までにe-mailで「辞退届」(別紙様式4)を提出すること。

6 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

質問の受付は、全て「質問書」(別紙様式5)にて行うものとし、質問書はe-mailで提出すること。件名は、「(質問書)インターネット上の人権侵害に関するショート動

画制作及び広告配信業務委託（法人名）」とし、必ず電話にて到達確認をすること。

(2) 質問書の受付期間及び提出期限

- ① 受付期限 令和8年4月24日（金）17時まで
- ② 提出先 e-mail アドレス：a13710@pref.oita.lg.jp
（大分県生活環境部 人権尊重・部落差別解消推進課）

(3) 回 答

令和8年4月30日（木）まで（予定）に、質問者にe-mailで回答し、県ホームページにも掲載する。なお、回答内容は、本実施要項の追加又は修正事項とみなす。

7 企画提案書等の提出

(1) 業務の目的等に留意のうえ次の企画提案書等をPDFファイルで作成し、e-mailで提出すること。件名は「（企画提案書の提出）インターネット上の人権侵害に関するショート動画制作及び広告配信業務委託（法人名）」とし、必ず電話にて到達確認をすること。

- ① 企画提案書（様式自由、A4横、20ページまで）
 - ・仕様書に沿って、本事業の趣旨を踏まえた具体的な企画提案とすること。
 - ・全体スケジュール、動画の構成や内容、監修者等について明確に提案すること。
- ② 見積書（様式自由、見積りの根拠が分かる積算書を添付すること）
- ③ 業務執行体制（様式自由）
 - ・本業務に関わる予定職員の所属、氏名を一覧表にして添付すること。また、県との打合わせ等に出席する専任担当者を明記すること。
 - ・協力企業がある場合は、当業務実施体制表に協力してもらった業務概要ごとに、当該企業の住所、名称を併記すること。

(2) 企画提案書等の提出期限及び提出先等

- ① 提出期限 令和8年5月19日（火）17時まで
- ② 提出先 e-mail アドレス：a13710@pref.oita.lg.jp
（大分県生活環境部 人権尊重・部落差別解消推進課）

(3) その他

参加者につき提案は1件に限り、複数の提案は認めない。また、提出後の企画提案書等の差し替えは受け付けない。

8 審査及び結果通知

(1) 企画提案書等の審査は、「インターネット上の人権侵害に関するショート動画制作及び広告配信業務委託に係る企画提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において、企画提案書類及び審査委員会でのプレゼンテーション等について別紙「評価項目及び配点」に照らして審査を行い、最優秀提案1件を選定する。

審査委員会は令和8年5月25日（月）（予定）とし、詳細は参加者に別途連絡する。

なお、応募多数の場合は、提出された企画提案書をもとに、大分県人権尊重・部落差別解消推進課において、一次審査（書面審査）を行い、プレゼンテーション参加者を選定する。

(2) 審査委員会は、企画提案に係るプレゼンテーションを行う。プレゼンテーションの時間は1者15分以内とし、超過した場合はその時点で打ち切る。その後、審査委員による質疑を行う。なお、質問は10分程度とする。

(3) 審査結果は、令和8年5月26日（火）を目処に審査委員会に出席した全ての参加者に対して文書により通知する。

(4) 最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、委託候補者との契約が成立しな

い場合は次点の者を候補者とする。ただし、委託候補者が審査委員を通じて不正な行為を為し、審査結果を自らに有利たらしめたことが判明したときは、契約を締結しない。なお、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。

9 その他

- (1) 企画提案書等の作成、提出等に要する経費は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は選定業務以外には使用しない。
- (3) 著作権法等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うこととする。

10 本企画提案競技に関する問い合わせ先

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号 県庁舎別館1階
大分県生活環境部人権尊重・部落差別解消推進課 啓発班
TEL 097-506-3176 メール a13710@pref.oita.lg.jp

評価項目及び配点

評価項目	評価基準	配点
目的性	○インターネット上の人権侵害の現状について理解と認識があり、目的に沿った企画内容となっているか。	5
動画の企画・構成力	○加害者・被害者向けの各動画において、目的に沿ったメッセージが簡潔かつ効果的に表現されているか。 ○動画及び静止画バナーの提案は、用途に沿った視覚的なインパクトを備えているか。 ○青少年向けの事業との連携(座談会意見の適切な反映やシリーズ展開)について具体的な提案があるか。	15
広告配信の実行力	○広告配信計画がターゲット層の心理・行動を踏まえ具体的に立案されているか。 ○広告配信効果の最大化を意識した実行可能な内容か。	10
専門性	○映像制作や編集技術、広告配信効果分析等の専門性が示されているか。	5
実行性	○業務が安定的に実施される体制となっているか。 ○適切な事業実行スケジュールを組んでいるか。	10
見積額の妥当性	○業務内容及び業務量に応じた費用積算となっているか。	5